

高等学校「現代社会 改訂版(現社323)」

訂正箇所		原文	訂正文	訂正理由
ページ				
	図	<p>知的財産権</p> <p>著作権</p> <p>著作権者の権利 著作物を保護(死後<u>50年</u>)</p> <p>著作隣接権 実演等を保護(実演等を行なった時から<u>50年</u>)</p> <p>産業財産権</p> <p>特許権 発明を保護(出願から20年)</p> <p>実用新案権 考案を保護(出願から<u>20年</u>)</p> <p>意匠権 物品のデザインを保護(登録から<u>15年</u>)</p> <p>商標権 マークなどの営業標識を保護(登録から10年)</p> <p>▲知的財産権の種類</p>	<p>知的財産権</p> <p>著作権</p> <p>著作権者の権利 著作物を保護(死後<u>70年</u>)</p> <p>著作隣接権 実演等を保護(実演等を行なった時から<u>70年</u>)</p> <p>産業財産権</p> <p>特許権 発明を保護(出願から20年)</p> <p>実用新案権 考案を保護(出願から<u>10年</u>)</p> <p>意匠権 物品のデザインを保護(<u>出願から25年</u>)</p> <p>商標権 マークなどの営業標識を保護(登録から10年)</p> <p>▲知的財産権の種類</p>	法改正をふまえた訂正
37	注3	修業	修行	誤記
61	12～15	第二次世界大戦前の朝鮮半島に対する日本の植民地支配は、日本国内への朝鮮人の大量移住をもたらし、さらに戦争中の労働力不足を補うために行なわれた <u>強制連行</u> がその数を増やした。	第二次世界大戦前の朝鮮半島に対する日本の植民地支配は、日本国内への朝鮮人の大量移住をもたらし、さらに戦争中の労働力不足を補うために行なわれた <u>徴用^{ちょうよう}</u> などでその数を増やした。	閣議決定の結果をふまえた訂正

訂正箇所		原 文	訂 正 文	訂 正 理 由
ページ	行			
157	注①	一 <u>環</u> して	一 <u>貫</u> して	誤記
165	注④	④ 一人当たりの国民総所得(GNI) <u>平均が750ドル以下</u> であることなど、国連が基準を定めている。	④ 一人当たりの国民総所得(GNI)の <u>3年平均推定値が1025米ドル以下</u> であることなど、国連が基準を定めている。	国連による基準の変更に伴う訂正